

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 2 月16日

北上地区消防組合
管理者 北上市長 伊 藤 彬

北上地区消防組合条例第 3 号

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

(北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第 1 条 北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年北上地区消防組合条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第 2 条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり <u>40時間</u> とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 地方公務員法第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき採用された職員で同法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり <u>16時間</u> から <u>32時間</u> までの範囲内で、任命権者が定める。</p>	<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第 2 条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり <u>38時間45分</u> とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 地方公務員法第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき採用された職員で同法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり <u>15時間30分</u> から <u>31時間</u> までの範囲内で、任命権者が定める。</p>

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で、任命権者が定める。

5 [略]

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 [略]

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

5 [略]

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 [略]

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年北上地区消防組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前

（育児短時間勤務の形態）

第11条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年北上地区消防組合条例第3号）第4条第1項の規定の適用を受ける職員で、次の各号に定める勤務

改正後

（育児短時間勤務の形態）

第11条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年北上地区消防組合条例第3号）第4条第1項の規定の適用を受ける職員で、次の各号に定める勤務

<p>の形態（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。</p> <p>(1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>20時間、24時間又は25時間</u>となるように勤務すること。</p> <p>(2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>20時間、24時間又は25時間</u>となるように勤務すること。</p>	<p>の形態（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。</p> <p>(1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分</u>となるように勤務すること。</p> <p>(2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分</u>となるように勤務すること。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

（北上地区消防組一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 北上地区消防組一般職の職員の給与に関する条例（昭和49年北上地区消防組条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（時間外勤務手当）</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が<u>8時間</u>に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外の次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれの100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員が、勤務時間等条例第5条の規定に基づき、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間（規則で定める時間を除く。）と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が<u>40時間</u>に達するまでの間の勤務については、前項の規定</p>	<p>（時間外勤務手当）</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が<u>7時間45分</u>に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外の次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれの100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員が、勤務時間等条例第5条の規定に基づき、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間（規則で定める時間を除く。）と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が<u>38時間45分</u>に達するまでの間の勤務については、前項の</p>

は適用しない。

規定は適用しない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 施行日以後において第2条の規定による改正後の北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第11条に規定する育児短時間勤務をするため、改正後の条例第12条の規定による承認を受けようとする職員は、施行日前においても、改正後の条例第12条の規定の例により、当該承認を請求することができる。

3 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例第11条に規定する育児短時間勤務をしている職員に係る当該育児短時間勤務の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該育児短時間勤務の期間の末日までの間において任命権者が定める内容の改正後の条例第11条に規定する育児短時間勤務をすることの承認があったものとみなす。